

6 日常生活における人権

家族が共に協力し合うことが大切です

（家庭と人権）

「家庭はあらゆる教育の出発点」と言われるように、人は家庭に生まれ、さまざまなことを学びはじめます。人権意識の体得も家庭ではじめられます。したがって、家庭の中の人間関係が、人権感覚を養う上で大切です。

しかしながら、近年、家庭内での希薄な人間関係、親の規範意識の欠如、育児不安の広がりがやしつけへの自信の喪失、過保護や過度の放任、暴力や虐待など、家庭の教育力の低下が指摘されています。

このようなか、2005(平成17)年には、子どもの育成に伴う家庭への支援や環境整備のための国・地方公共団体の責務を明らかにした「次世代育成支援対策推進法」が施行され、2015(平成27)年度から、県としても幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めています。

県においては、県内の地域団体や

NPO、企業等からなる「ひょうご家庭応援ネットワーク会議」が主体となって、家庭のさまざまなを深め、地域で家庭を支える「ひょうご家庭応援県運動」を推進しています。自らの家族や家庭について考え、きずなを深める「家族の日」運動の取組や、地域活動へ参画するきっかけづくりとなる「お父さんプロジェクト」の推進など、さまざまな取組を行っています。

また、世界に類を見ない高齢化とともに少子化の問題が深刻化しており、私たちが一人ひとりが社会と家族との関係を見直すことが必要です。

家庭においては、男女が、それぞれの責任を担って共に協力し合うことが大切です。育児や子どもの教育、高齢者の介護などは、男女が等しく担うべき大切な社会的責任であるという理念に立ち、「自分の家庭」を見つめ直してみよう。

5 さまざまな人権

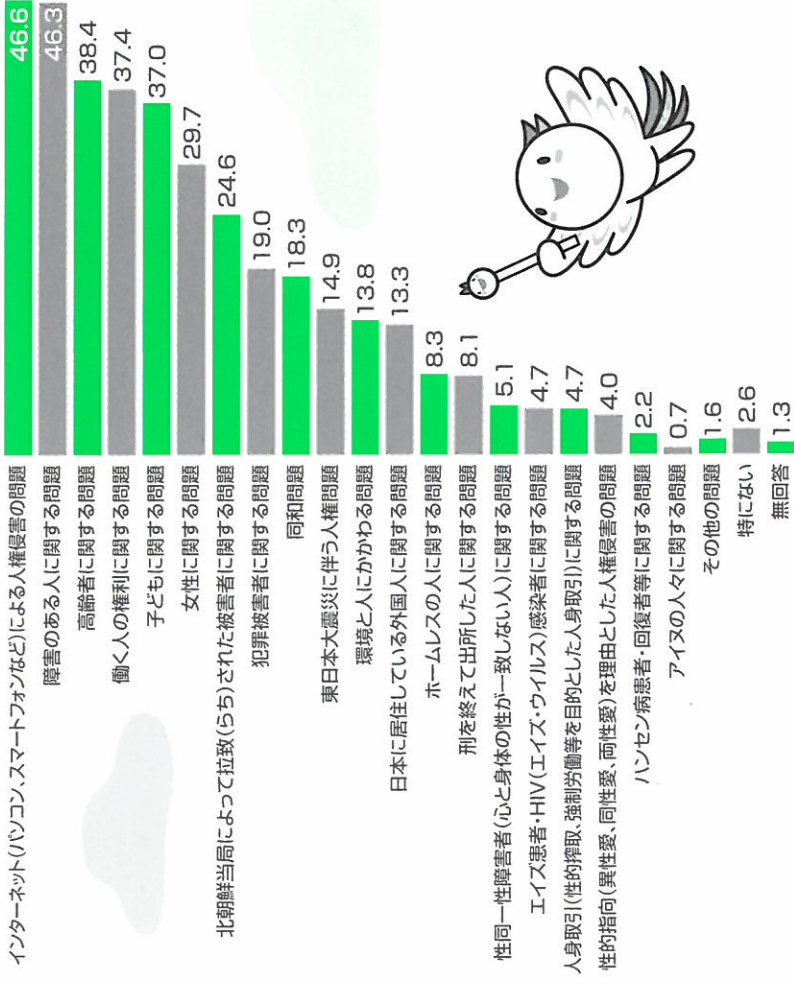
人権尊重について理解を深めるためには、「法の下の平等」や一人ひとりの人権を個人として尊重するという普遍的な視点と、人権課題を社会の中で具体的な問題としてとらえ、身近な課題に対して積極的に取り組み、解決していくこととする個別的な視点との両面からのアプローチが大切です。

ここでは、取組が求められている主な人権課題について取り上げます。

Q 特に関心のある人権問題

日本の社会には、人権にかかわるいろいろな問題がありますが、あなたが特に関心をお持ちのものをあげてください。

●「平成25年度人権に関する県民意識調査」より ※複数回答(%)



男女が対等なパートナーとして 女性の人權

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法律においても1972(昭和47)年の男女雇用機会均等法などによって男女平等の原則が確立されています。また、1985(昭和60)年に女性差別撤廃条約が批准され、1999(平成11)年の「男女共同参画社会基本法」に基づいて、「男女共同参画基本計画」(平成22年改定)が策定され、男女が互いに人權を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざしたさまざまな取組が進められています。

でも、いきいきと暮らせる社会をめざしています。
一方で、今なお、家庭や職場等でさまざまな男女差別が起きています。

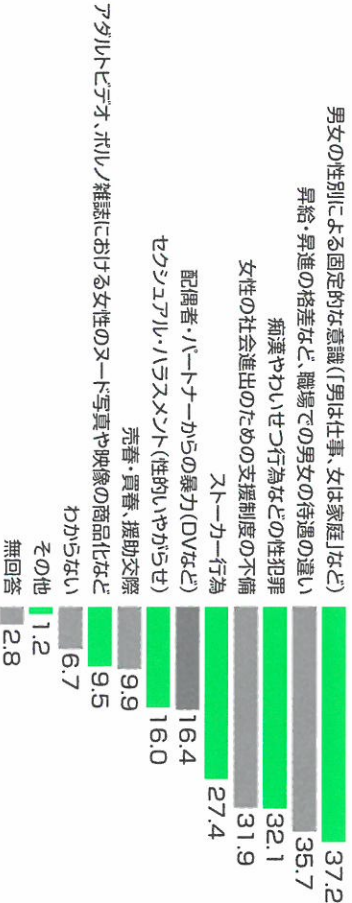
配偶者や恋人などからの暴力(ドメスティック・バイオレンス=DV)や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、性犯罪なども重大な問題です。そのため、「ストーカー規制法」(平成12年)、「配偶者暴力防止法」(平成13年)が施行され、特にDVに関しては、県としても、「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」(平成18年)を2014(平成26)年4月に「兵庫県DV防止・被害者保護計画」と改定し、DV対策を推進しています。

しかし、女性が被害を訴えにくいことから問題が潜在化する傾向があり、そうならないように周囲の人たちの理解と協力が重要です。

女性の人權問題に関する意識

女性に関することで、**人権上、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。**

●平成25年度「人権に関する県民意識調査」より ※複数回答(%)



理解を深めることが必要です 性同一性障害者の人權

性同一性障害とは、生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しないため、社会生活に支障がある状態を言います。性同一性障害の人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、昇

進を妨げられたりするなどの差別を受けてきました。

2004(平成16)年7月に「性同一性障害者特別法」が施行され、この法律により、性同一性障害者であって一定の条件を満たす者については、性別の取扱の変更の審判を受けることができるようになりました。

性同一性障害を正しく理解し、偏見・差別をなくすことが必要です。

毅然とした態度をもって 人身取引 (トラフィックینگ)

2009(平成21)年には、見直しが図られ、「人身取引対策行動計画2009」が策定されるとともに、翌年6月には「人身取引事案の取扱方法(被害者の認知に関する措置)」を取りまとめました。

また、人身取引やその他の人身の自由を侵害する犯罪に対処するため、2005(平成17)年に刑法等の一部が改正され、同年7月から施行されています。

人身取引をなくすためには、その実態を知り、社会全体の問題として認識する必要があります。

こうした現状に対し、2004(平成16)年、内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の保護等を目的とする「人身取引対策行動計画」を取りまとめました。



ホームレス の人権

仕事の減少、倒産や失業、病気やけがなどが原因で、公園、河川敷、道路などで生活を余儀なくされる人々がいます。こうしたホームレスとなった人々の中には、きちんと就職して働きたいという自立の意志をもつ人が多くもかかわらず、偏見や差別の対象になることが少なくありません。また、ホームレスに対する嫌がらせや暴力事件などもたびたび発生しています。

こうしたホームレスの自立を支援するために、2002(平成14)年に「ホームレス自立支援法」が成立し、地方公共団体は就労機会や住居の確保、生活相談などの対策を講じるよう定められました。

県では、2010(平成22)年に「ホームレスの自立の支援等に関する実施方針」を策定し、国・県・市の関係機関と民間支援団体からなる「兵庫県ホームレス自立支援対策連絡協議会」を開催して、ホームレスに関する問題解決を図っています。

ホームレスの自立を図るためには、ホームレス及び近隣住民双方の人権に配慮しつつ、ホームレスに対する偏見や差別を解消するよう、地域社会の理解と協力が必要です。

偏見をなくすことから

性的指向を 理由とした人権侵害

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示すことを言います。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシュアル)、同性に向かう同性愛(ホモセクシュアル)、男女両方に向かう両性愛(バイセクシュアル)を指します。特に、「男性が男

性を、女性が女性を好きになる」ことに対しては根強い偏見があり、同性愛者、両性愛者の人々は、少数派であるかために正常と思われず、場合によっては職場を迫られることさえあります。このような性的指向を理由とする差別的取扱については、現在では、不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です。

性的指向はさまざまであることを認識し、偏見・差別をなくすことが必要です。

子どもの人権

子どもも、大人と同様に基本的人権を保障されています。大人以上に人権を侵害されやすい子どもは、社会的に保護され、守られなければならない存在です。しかし、子どもを取り巻く環境は、いじめ、体罰、虐待などに見られるように深刻な状況にあります。

「いじめ」の根底には、他人に対する思いやりや、いたわりといった人権意識の不足があると考えられ、この問題を解決するためには、教育機関はもとより社会全体の意識の改革が必要であると言われています。

県では、2014(平成26)年3月に「兵庫県いじめ防止基本方針」を策定し、全ての子どもがいじめを行わず、いじめを放置することがないよう、学校、家庭、地域が互いに連携協力し、県民総参加によるいじめの問題の克服に向けた取組を推進

しているところ です。

また、学校での体罰により、入院治療を要する重大な結果を生じたものや、体罰を受けた児童・生徒が暴力を屈辱として受け止める例も少なくありません。しかもその内容が陰湿なため、児童・生徒の「いじめ」や「不登校」を誘発、あるいは助長していると思われるものもあります。

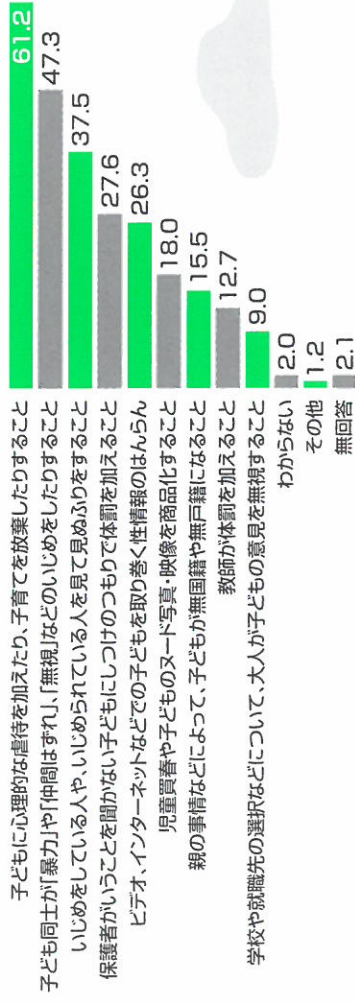
さらに、児童虐待の問題があります。乳幼児や児童を親等が虐待し、中には死に至る痛ましい事件が後を絶ちません。そのため、2000(平成12)年には「児童虐待防止法」が施行されましたが、事態が深刻化したため、2004(平成16)年(児童虐待防止法の見直し等)、2007(平成19)年の児童の安全確認等のための立入調査等の強化等に相次いで改正されています。

県では、学校での体罰防止に努めるとともに、県子ども家庭センターにおいて、「児童虐待防止24時間ホットライン」を設置し、相談を24時間体制で受け付けています。(P.46参照)

Q 子どもの人権に関する意識

子どもに関することで、人権上、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。

●(平成25年度「人権に関する県民意識調査」より ※複数回答(%))



兵庫県 の取組例

1 女性の入権

女性のための相談の実施

県では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成を図り、その促進に関する施策を総合的に推進する施設として、兵庫県立男女共同参画センターを設置しています。

同センターでは女性問題カウンセリング等を設置し、女性が自ら今後の生き方を選択できるように、なやみ相談、

2 子どもの人権

オレンジリボン運動

2005(平成17)年、児童虐待防止を推進するオレンジリボン運動が始められました。国は児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定めており、県においても、社会全体の関心と理解を深めるため、県・市町・関係団体が協働し、児童虐待防止の普及啓発(オレンジリボンキャンペーン)に取り組んでいます。

具体的には、県内の児童虐待防止に熱意のある企業・団体に「ひょうご児童虐待防止サポーター」として協力をいただき、新聞、ラジオ放送での児童虐待防止広報、ポスターの店頭等への掲示に取り組みむほか、ガイッセル神戸試

キヤンパシ相談、情報相談を実施しています。

相談内容は暮らし、夫婦関係、家族関係、性・性被害、こころ、労働、法律など多岐にわたり、合わせて年間およそ12,000件を受け付けています。

また、特別相談事業として月に1回法律相談を実施しており、希望者は、人権問題をはじめ、家庭等に関する法律問題について、弁護士による面接相談を受けることができます。

■兵庫県立男女共同参画センター
☎078-360-8551(なやみ相談)

台会場での啓発活動などを実施しています。

その他、関係団体や市町との取組として、医療関係者等を対象とする児童虐待対応実践研修会など、民間と行政が協力した幅広い運動を展開しています。

■兵庫県健康福祉部児童課児童福祉班
☎078-362-3203



関心をもちことから解決へ 北朝鮮当局によって 拉致された被害者等 の人権

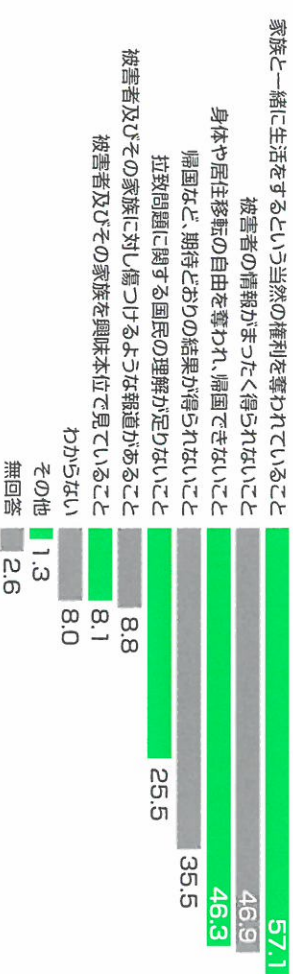
1970年代から80年代にかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発しました。現在、17名が政府によって拉致被害者として認定され、うち兵庫県関係者として田中実さんと有本恵子さんがいます。このほかにも、北朝鮮により拉致された可能性を排除できない人たちがいます。

2002(平成14)年9月に北朝鮮は日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が帰国しましたが、他の被害者については、いまだ北朝鮮から納得のいく説明はありません。

このような状況に対し、2006(平成18)年に「北朝鮮人権法」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としました。

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権に関する意識

北朝鮮当局によって拉致(うち)された被害者等に関する、あなたは現在、特にどのような人権問題が起きていると思いますか。 ●平成25年度人権に関する県民意識調査より ※複数回答(%)



また、2011(平成23)年4月の閣議決定により、「人権教育・啓発に関する基本計画」に「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加され、拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるための取組を積極的に推進するものと定められています。

県では、2002(平成14)年から拉致問題の真相解明及び解決に向けて幅広く県民の皆さんの協力を得るため、「フルーリボン運動」を推進し、併せて署名活動を行っています。

喫緊の国民的問題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

同じ社会の一員として 刑を終えて 出所した人 の人権

刑を終えて出所した人に対しては、まだまだ根強い偏見や差別意識があります。就職や入居に関する差別や、悪意のある噂(うわさ)や地域社会などからの拒否的な感情など、本人の努力にもかかわらず、更生意欲がそがれてしまうことがあります。社会復帰をめざす人たちがとって現実

は極めて厳しい状況にあります。また、本人だけでなく、その家族や親族に関しても、地域社会や職場、学校などで差別的な扱いを受けることがあります。

刑を終えて出所した人が、真の社会復帰を実現し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするために、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が重要です。刑を終えて出所した人に配慮し、同じ社会の一員として温かく迎えることが大切です。

自分らしくいつまでも 高齢者の人権

日本における平均寿命の大幅な伸びや、少子化などを背景として、社会の高齢化はきわめて急速に進んでおり、2013(平成25)年10月現在で、総人口に占める65歳以上の人口の割合は25.1%で、約4人に1人となっています。2035(平成47)年には3人に1人が高齢者となると予測されています。

こうした中、疾病等のために介護を必要としている高齢者に対し、虐待を加えるなど高齢者の人権問題が、大きな社会問題となっています。高齢者に対する虐待には、身体に危害を加える「身体的虐待」、言葉や態度などで精神的に苦痛を与える「心理的虐待」、介護や生活の世話を放棄するような「養護の怠慢・放棄(ネグレクト)」に加えて、本人の承諾なしに年金や預貯金を引き出ししたりする「経済

的虐待」などがあります。こうしたことから、2006(平成18)年4月には「高齢者虐待防止法」が施行されました。同法では、例えば、虐待防止が国及び地方公共団体や国民の責務とされ、虐待の定義や通報義務などを定めています。

また、高齢者に対する就職差別や悪徳商法、詐欺による被害など、高齢者を巡る問題が続いています。県においては、「少子高齢社会福祉ビジョン」のもと、「兵庫県老人福祉計画」などにより、だれもが迎える高齢期において、その尊厳が守られ、高齢者の豊かな経験や知識が十分に尊重され、活用されるような社会づくりを進めています。

周囲の人々の理解と社会的な対応を 犯罪被害者等 の人権

誰もが犯罪被害者になりうる現実がある中で、犯罪被害者やその家族は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負い、財産を奪われるなどの被害に加えて、重大な精神的被害を受けています。加えて、再被害の不安や捜査・公判の過程での負担などで新たな精神的被害を受けたり、さらには、周囲の好奇の目、誤解に基づく中傷、無理解な対応や、過剰な取材・報道などによる名誉や生活の平穩の侵害など、犯罪による直接的被害にとどまらず、副次的な被害に苦しめられることが指摘されています。

このような事態を改善するため、2005

(平成17)年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、同法に基づき、県では、2006(平成18)年に「地域安全まちづくり条例」が施行されました。犯罪被害者等を支援する機関・団体と協働して情報提供や相談、その他の支援を行っています。

**えんぱん
犯罪被害者
キーワード**

**(公財)
ひょうご犯罪
被害者支援センター**とは

突然の犯罪や交通事故にあつた方に、専門的研修を受けた相談員が対応するとともに、警察や裁判所、病院等への付き添い、裁判の代理、傍聴なども行っています。

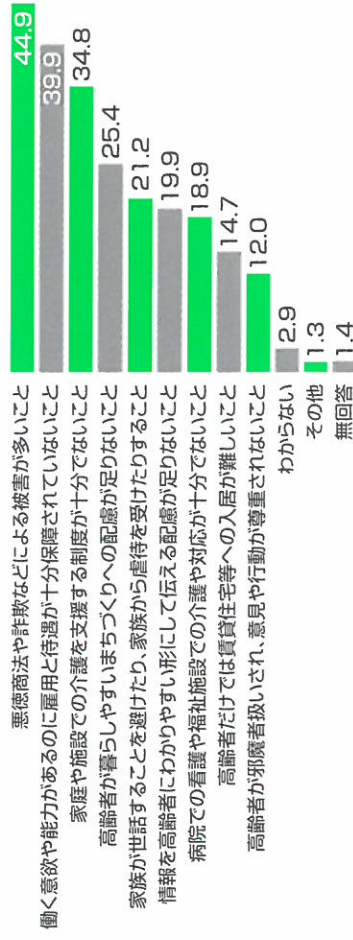
☎078-362-7512



Q 高齢者の人権問題に関する意識

高齢者に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。

●「平成25年度人権に関する県民意識調査」より ※複数回答(%)



だれもが住み良い社会を 障害のある人 の人權

障害のある人にとって住み良い社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体による各種の施策だけでなく、社会を構成するすべての人々の十分な理解と配慮が必要です。

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で自立と社会参加ができるような環境を整えるべきであり、皆が共に生きる社会こそノーマル(正常)な状態であるという考え方を、「ノーマライゼーション」と言います。

ノーマライゼーションへの実現に向けた代表的な取組の一つとして、道路や床の段差をなくすといった「バリアフリー」があります。しかし、例えば点字ブロックの上には自転車や駐輪すると、視覚障害のある人の歩行の妨げとなるなど、ハード

面での整備がなされてもその機能が阻害されていることがあり、「心のバリアフリー」も進めていく必要があります。

それにより、障害のある人だけでなく子どもや高齢者などにも生活しやすい環境が実現され、だれもが安心して暮らせる社会、すなわち「ユニバーサル社会」づくりにつながります。

県では、2005(平成17)年4月に「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」を策定し、地域団体や企業等の参画を得た県民運動としても展開しています。

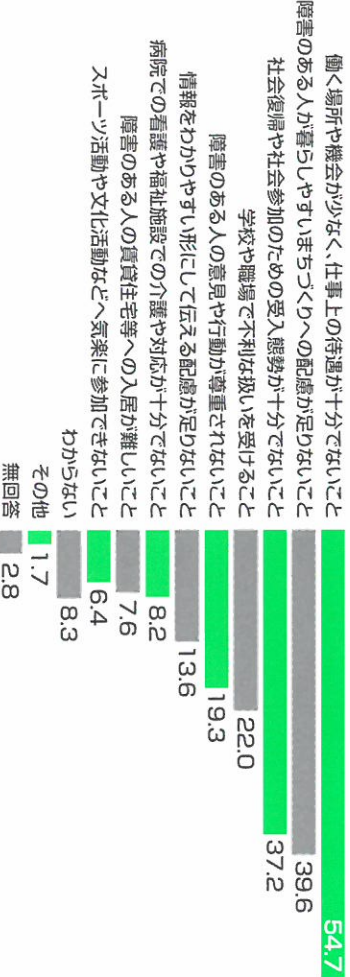
国内では、「障害者基本法」(平成23年一部改正)、「障害者総合支援法」(障害者優先調達推進法)(平成24年)等の国内法を整備し、2014(平成26)年1月に「障害者権利条約」を批准しました。

県としても、「ひょうご障害者福祉プラン」等に基づき、障害のある人が住みやすい地域・場所を暮らし、「毎日が充実している」と言える社会をめざして取り組んでいます。

Q 障害のある人の人權問題に関する意識

障害のある人に関すること、人權上、あなたがか特に問題があると思われるのはどのようなことですか。

●平成25年度「人權に関する県民意識調査」より ※複数回答(%)



正しい理解をもって HIV感染者等 ハンセン病患者等 の人權

エイズやハンセン病などの感染症については、まだまだ正しい知識や情報が普及しているわけではなく、こうした感染症についての理解不足から生じる人權問題もあります。

エイズの原因であるHIV(エイズ・ウイルス)の感染力は弱く、性行為以外の社会生活の中でうつることはまずありません。正しい理解があれば日常生活をともにすることができます。医療技術の進歩により、感染したとしても発症することなく、通常の生

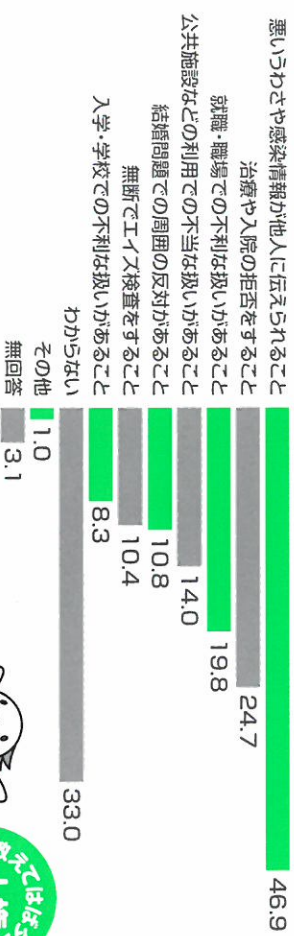
活を送ることができるようになっています。

県では、エイズに関する正しい知識の普及啓発、医療体制の整備、検査・相談体制の整備等、対策を行っています。

また、ハンセン病は、もともと病原性の弱い「らい菌」による感染症ですが、国によって行われた隔離政策により、「恐ろしい伝染病」であると誤った認識が人々に与えられました。しかし、感染力は非常に弱く、感染したとしても発症することは極めてまれで、しかも万一発病しても、早期治療により後遺症は残りません。ハンセン病に対する差別や偏見の解消を更に推進するため、2008(平成20)年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立し、翌年、施行されました。県では、療養所入所者の里帰り事業や、療養所への訪問・交流事業等を行っています。

Q エイズ患者・HIV感染者の人權侵害に関する意識

エイズ患者・HIV(エイズ・ウイルス)感染者の人權侵害について、あなたがか特に問題があると思われるのはどのようなことですか。●平成25年度「人權に関する県民意識調査」より ※複数回答(%)



ハンセン病を正しく理解する週間とは

1964(昭和39)年に、6月25日を含めた週の曜日から土曜日まで「ハンセン病を正しく理解する週間」と定められました。6月25日は、病気の予防と患者の救済に特別の関心を寄せられた大



そして、だれもが住み良い社会を
実現するための
「人權」を
キーワード

違いを認め合い かがわりあって

外国人の人権

2013(平成25)年末の在留外国人数は、206万6,445人(兵庫県内:9万6,541人)で、最近若干増加傾向にあります。

また、日本に入国する外国人は長期的には増加傾向にあり、2013(平成25)年には約1,125万人と過去最高となっています。

そのため、言語、宗教、生活文化や習慣等の違いから、外国人をめぐってさまざまな人権問題が発生しています。例えば、家主や仲介業者の意向により、外国人にはアパートやマンションに入居させないという差別的取り扱いがされたり、理容店において外国人であることを理由に理容サービスの提供を拒否されるといった事案も生じています。

また、近時、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることが、マスコミ等によってヘイトスピーチであるとして取り上げられました。

県では、外国人県民が安心して暮らすことができるよう、(公財)兵庫県国際交流協会の外国人県民インフォメーションセンターにおいて、5言語(日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語)による生活相談を行っています。(P47参照)

また、県教育委員会では、子ども多文化共生センターを中核として、日本語指導が必要な外国人児童生徒の自己実現を支援するとともに、すべての児童生徒に共生の心を育成するため、子ども多文化共生教育の充実を図っています。(P47参照)

言語、宗教、生活文化や習慣等の違いなど、外国人のもつ文化や多様性を受け入れ、互いに認め合いかわりあう「多文化共生社会」をつくっていくことが重要です。



Q 日本に居住している外国人の人権問題に関する意識

日本に居住している外国人に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。●「平成25年度人権に関する県民意識調査」より ※複数回答(%)



兵庫県の取組例

3 高齢者の人権

地域サポート型特養推進事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、県では2013(平成25)年度から全国で初めて、社会福祉施設の介護や支援に関する専門性の高い技能を活用し、特別養護老人ホームに生活援助員(Life Support Adviser)等を配置して、地域住民を対象に24時間体制で見守り等を行う施設を「地域サポート型特養」に認定し、その活動を支援しています。

平成27年3月現在、28施設が認定を受けており、各施設は対象地域で見



守り等を希望する世帯・個人と契約し、日中の見守り訪問や夜間・休日の相談、緊急通報にも対応するなど、高齢世帯の安心につながる生活支援サービスを展開しています。

■兵庫県健康福祉部高齢対策課地域包括ケア推進班 ☎078-362-3188

4 障害のある人の人権

兵庫セルフセンター

県では、県障害者しごと支援事業(平成14年)等の流れを引きつぎながら、更なる活動を充実させるため、NPO法人 兵庫セルフセンターが2004(平成16)年に発足しました。

「私たちは障害がある人たちの働く願いと作業所の元気を社会につなぎます」この合言葉のもとに、施設・作業所自主製品の販路及び受注先開拓を推進し、自主製品の品質・市場性を高めるためにセミナーなどを行ってまい



と思っている障害のある人に、その第一歩として、実社会で研修生として働く体験や、働く意欲や自信を深めることを目的として、障害者インターンシップ事業を実施しています。

■NPO法人 兵庫セルフセンター ☎078-414-7311

差別のない社会づくりを

同和問題

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられ、今なお日常生活の上でいろいろな差別をうけるなど日本固有の人権問題です。

この問題を解決するため、1969(昭和44)年以降、国や地方公共団体が各種の特別対策を講じた結果、住環境などの物的な基盤整備などは大きく改善され、2002(平成14)年3月特別対策が終了

し、一般対策へ移行しました。

しかし、国や県の調査結果等を見ても、身元調査や結婚差別、不動産売買等における土地差別を中心に今日でも課題が残されています。

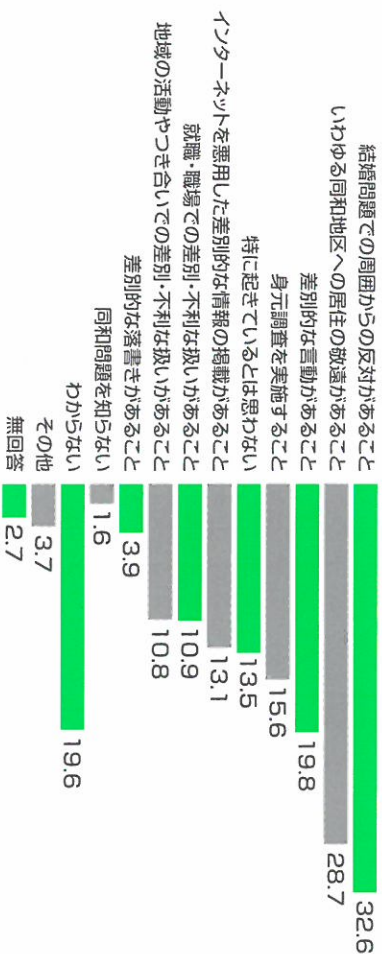
また、同和地区出身者を誹謗・中傷する表現や同和地区の所在を示す書き込みがインターネットに掲載されるといったことも起きています。

同和問題を解決するためには、私たち一人ひとりが同和問題について、より一層理解を深め、因習や偏見、世間体などに縛られず、日常生活を人権の観点から見つめ直すことが必要です。

同和問題に関する意識

同和問題に関して、あなたは今、特にどのような人権問題が起きていると思われるか。

●平成25年度人権に関する県民意識調査より ※複数回答(%)



コラム 何が進み、何が残ったか

～同和審査申50年の「成果と課題」～

まず「何が進んだか」。地区の環境改善が進展し、高校進学率や就労率がアップしました。同和教育が広がり、部落史の研究も深まりま

した。企業は公正採用選考が至上命題になりました。

次に「何が残ったのか」。えせ同和など「差別を商う」行為の広がりや潜在化、職務上請求用紙を偽造して戸籍謄本などを入手する身元調査のネットワーケ化…といった事象は同和審査申請時には想定外でした。

えせ同和行為とは

同和問題の解決を阻む要因に、いわゆる「えせ同和行為」があります。これは、同和問題を口実として企業・行政機関等へ不当な圧力をかけて、高額の手籍を売りつけるなどの行為を指します。えせ同和行為と思われる不当な要求には、毅然とした態度で断固として拒否することが必要です。

本人通知制度とは

あなたの代理人や、第三者(弁護士、司法書士、行政書士等の資格を持つ人

など)が、あなたの戸籍謄本等や住民票などを取得した際、制度を導入している市役所や役場から通知を行うものです。この制度の利用を希望される方は、あらかじめ市役所等での登録が必要です。第三者に交付出来ないようにする制度ではありません。

自己の情報を他人に知られたくないという意識が高まっていることや、戸籍謄本等や住民票などの不正取得が全国で発生したことから、この制度を導入する自治体が増えています。



理解と認識を深めて アイヌの人々の人権

アイヌの人々が、憲法の下で平等を保障された国民として、その人権が擁護されなければならないのは当然のことです。

しかし、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、進学や就職、結婚などで差別や偏見が依然として存在しています。これに対し、アイヌ民族の正当な地位を築こうという気運が高まり、1997(平

成9)年には、アイヌ文化を振興し、伝統の普及を目的とした「アイヌ文化振興法」が成立しました。そして2007(平成19)年、「先住民民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、さらに翌年には「アイヌ民族を先住民民族とすることを求める決議」が国会で決定され、政府が初めて、アイヌの人々を先住民であると認めました。

現在、アイヌ語伝承のためのアイヌ語教室が開設されたり、伝統文化や伝統行事が各地で復活したりしており、それに対し、国や地方公共団体もアイヌの人々に対する理解と認識を深めるよう支援を行っています。

が、一方でそのことを「おかしい」と思う人は若い世代を中心に着実に増加しています。そこに私は同和問題解決への希望の光を見るのです。

馬場 周一郎(西日本新聞企画委員)
「ひょうご人権ジャーナル」 さいずな」
平成24年8月号より要約抜粋